「平成二十五年度労働時間等総合実態調査結果」の元になった調査結果に関する質問主意書

出者 逢 坂 誠

提

「平成二十五年度労働時間等総合実態調査結果」 の元になった調査結果に関する質問主意書

平成三十年二月二十日、 衆議院予算委員会で厚生労働大臣は、 「徹底的に調べた結果として、 原票につい

私どもの方の倉庫にあったということでございます」と答弁した。これは、平成二十五年十月三十日の

第百四回労働条件分科会に提出された「平成二十五年度労働時間等総合実態調査結果」の元になった調査結

果(「原票」という。)であると承知している。

厚生労働大臣は、 「私の記憶でその原票というのはないと聞いておりましたから、出せませんが、

それにかわるものとして、それで打ち込んだ電子データはありますからお出しをさせていただきます、

こういう答弁をさせていただいたところ」と述べたものの、 「原票について、私どもの方の倉庫にあった」

ため、 原票についても、 「予算委員会の理事会で御協議をされるということでございますので、 それを踏ま

私どもとしても出せる限りのものは提出をさせていただきたい」と答弁した。

この原票に関連して、以下質問する。

原票および「それで打ち込んだ電子データ」は、公文書等の管理に関する法律第二条第四項でいう「行

政文書」に該当するという理解でよいか。

- 二 ここでいう原票および「それで打ち込んだ電子データ」 の行政文書としての保存期間は、 何年間になる
- のか。
- 三 原票は、 厚生労働省の庁舎である中央合同庁舎第五号館内の「倉庫にあった」という理解でよいか。 中
- 央合同庁舎第五号館内になかったとすれば、どこで見つかったのか。
- 兀 厚生労働大臣が「私どもとしても出せる限りのものは提出をさせていただきたい」と答弁し、国会審議
- に関わる重要な資料である以上、原票および「それで打ち込んだ電子データ」は、公文書等の管理に関す
- て、 当該行政機関が保有しているもの」 に相当するのではないか。 政府 の見解が 如何

であり、

現に、

「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとし

る法律第二条第四項でいう「行政文書」

- Ŧi. 公文書等の管理に関する法律第十条第一項の規定に基づき定められている、 「厚生労働省行政文書管理
- 規則の 「別表第一 行政文書の保存期間基準」では、例えば、 「会議の検討のための資料として提出さ
- れた文書」の保存期間は十年間である。 通常であれば、 「徹底的に調べた結果として、原票について、 私
- どもの方の倉庫にあった」というべきものではなく、保存期間内の文書であり、厚生労働省行政文書管理
- 規則第八条でいう「職員は、 法の趣旨にのっとり、 関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理者、 副総

管理」 案要綱 法律 て、 調 *t* \(\) 括文書管理者、 方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」 されている 生労働省行政文書管理規則に則って、 である原票および を予定している「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」をまさに基礎づけるもの 平成二十五年十月三十日の第百四回労働条件分科会に提出された「平成二十五年度労働時間等総合実態 査結果」に基づいて、労働政策審議会で、 私どもの方の倉庫にあった」り、 ものである。 の整備に関する法律案」 されていなければならないが、 が審議され、 「整合性のないデータ」の存在も明らかになった。このような経緯を踏まえると、 主任文書管理者及び文書管理者の指示に従い、 原票および 「それで打ち込んだ電子データ」の管理は不適切であり、 その答申に基づいて厚生労働省が作成している「働き方改革を推進するための関係 がまさにこの国会に提出されようとしている。 「それで打ち込んだ電子データ」は、 当初それが見つからず、 「適切に管理」されていなかったのではないか。 「それで打ち込んだ電子データ」 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 の審議、 行政文書を適正に管理しなければならな 徹底的 公文書等の管理に関する法律 あるいは成立した場合、 が存在していたため、 に調べた結果として、 今後政府が求めてくる 通常ならば、 政府 原票は その後の一 の見解 政府以 原票につい そこに記載 および厚 「適切に が提出 如 「働き 何 定

六

何。

右質問する。

政府の見解如